第

6 5 3 3

묽



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2020年)令和2年 10月 2日 金曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp

## ♠ 相続放棄をした場合

**Q**:相続を放棄すると、どのような取扱いになりますか?

A:次のような取扱いになります。

## 【解説】

相続放棄とは、積極財産及び消極財産の一切を承継しない方法のことで、民法に規定されているものです。

相続放棄をするには、原則として、相続があったことを知った時から3ヶ月以内に被相続人の住所地を管轄する家庭裁判所に申述書を提出しなければならず、いったん放棄をすると撤回することはできないこととなっています。

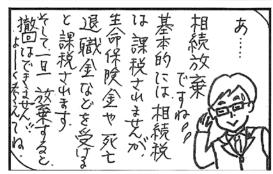
相続放棄をした場合には、基本的に相続税は課税されませんが、生命保険金や死亡退職金など、本来の相続財産以外の財産(みなし相続財産)の遺贈を受けた場合は、相続税が課せられ、次のように取り扱われることとなっています。

- ①相続を放棄した者であっても、法定相続人に該当することから、遺産にかかる基礎控除や未成年者控除、障害者控除の適用は受けられる。
- ②生命保険金の非課税、死亡退職金の非課税 の適用はない。
- ③葬式費用を負担した場合には、控除することができる。
- ④債務は控除できない。
- ⑤相次相続控除の適用は受けられる。









【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】